

愛知県立横須賀高等学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は愛知県立横須賀高等学校同窓会と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員

- ① 横須賀町立愛知県横須賀高等女学校卒業生
- ② 愛知県立横須賀高等女学校及び併設中学校卒業生
- ③ 愛知県立横須賀高等学校及び併設中学校卒業生

(2) 特別会員

母校の現職員及び旧職員

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、社会人としての教養を高めると共に、母校発展のために協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 会報及び名簿発行
- (3) 母校後援事業
- (4) 表彰
- (5) その他必要と思われる事業

(本部、支部)

第5条 本会は本部を愛知県立横須賀高等学校内に置く。但し、他都道府県には支部を設けることができる。

(役員)

第6条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 正会員中より総会において選出
- (2) 副会長 若干名 正会員中より総会において選出
- (3) 総務 若干名 会員中より会長が委嘱
- (4) 会計監査 2名 正会員中より総会において選出
- (5) 常任理事 ① 原則として同一年度卒業生より1名選出
② 各支部より2名選出
- (6) 幹事 各クラスより1名選出

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 総務 庶務会計の任にあたる。
- (4) 会計監査 会計監査業務を行い、その結果を総会に報告する。
- (5) 常任理事 会務の審議及び各幹事との連絡調整にあたる。
- (6) 幹事 各クラス会員との連絡及び住所の把握等にあたる。

(役員任期)

第8条 会長、副会長及び会計監査の任期は3年又は次の総会までとする。但し再任を妨げない。

(名誉顧問、顧問)

第9条 名誉顧問には現校長があたり、顧問には旧役員及び特別会員中から役員会の承認を経て会長が推薦する。

(集会)

第10条 本会の集会は総会、役員会、常任理事会、幹事会、専門部会、その他の集会とする。

(総会)

第11条 総会は本会の最高議決機関で、次の事項を審議承認する。

- (1) 会員に関する事項
- (2) 事業に関する事項
- (3) 会計に関する事項
- (4) 会則に関する事項
- (5) 会長、副会長、会計監査の選出
- (6) その他

(総会の開催と議決)

第12条 総会は原則として3年に1回開催するものとし、その議決は出席者の過半数の同意を必要とする。なお必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長及び総務で構成し、本会の運営にあたる。

(常任理事会、幹事会)

第14条 常任理事会は会長、副会長、総務及び常任理事で構成し、各種の案件を審議する。幹事会は常任理事及び幹事で構成し、本会事業の運営に協力する。

(専門部会)

第15条 専門部会は職業別の会員で構成し、役員として顧問、部会長、副部会長を置くこととする。

(経費)

第16条 本会の経費は会費、協力金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の正会員は卒業時に会費 5,000 円を納入する。

(協力金)

第18条 本会は正会員から協力金を徴収することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第20条 本会則の変更は総会の議決を経なければならない。

附記

昭和35年11月27日 会則の一部改正 (5条、8条、9条、13条)

副会長3名、常任理事若干名、理事各クラス1名、前会長顧問に、会費 300 円に。

昭和38年11月17日 会則の一部改正 (13条)

会費 500 円に。

昭和43年2月11日 会則の一部改正 (13条)

会費 1,000 円に。

昭和47年11月12日 会則の一部改正 (13条)

会費 1,500 円に。

昭和49年9月20日 会則の一部改正 (5条)

副会長を若干名に。

昭和50年9月14日 会則の一部改正 (13条)

会費 2,500 円に。

昭和55年10月26日 会則全面改正

学年毎に常任理事を、各クラスに幹事、会費 3,500 円に。

平成2年10月21日 会則の一部改正 (8条、12条)

会長、副会長、会計監査の任期を3年に。総会は原則として3年に1回開催する。

平成7年10月29日 会則の一部改正 (17条)

会費を5,000 円に。

平成27年11月3日 会則の一部改正 (10条、14条、15条)

専門部会の設置による。